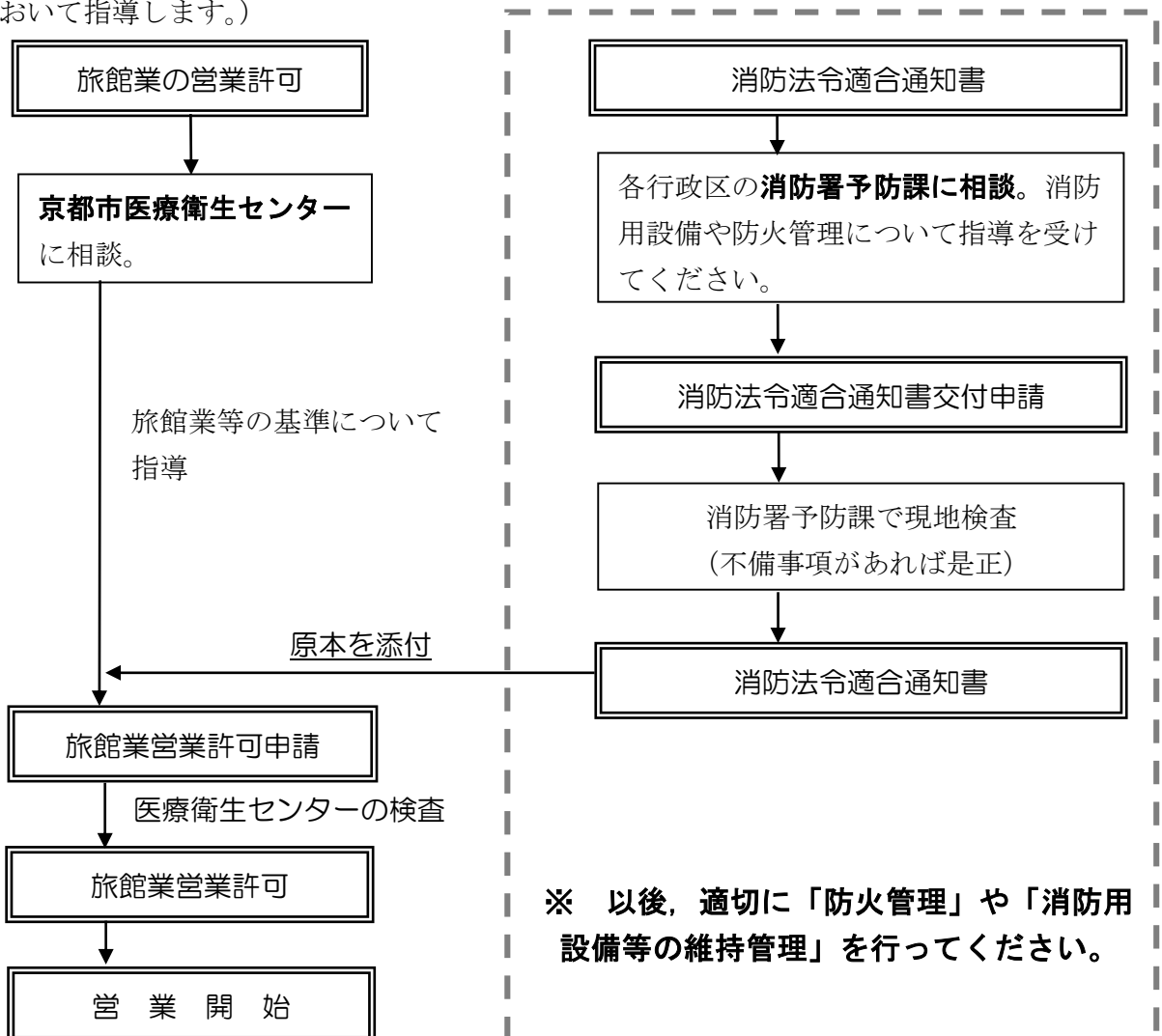


宿泊施設の開設を計画されている関係者の皆様へ

- 1 宿泊施設の開設には、「**旅館業の営業許可**」が必要です。
相談窓口は、**京都市医療衛生センター**です。
- 2 建築基準法で定める**用途地域によっては宿泊施設を開業できない地域**があります。
また、既存建築物を宿泊施設にする場合でも「**建築確認申請**」や**その他の建築基準法に基づく規制に適合させることが必要**となります。「**建築確認申請の要否**」については、**都市計画局建築指導部建築審査課**（Tel 075-222-3616）へ問合せてください。
- 3 上記の他、「**旅館業の営業許可**」の申請に伴い、「**消防法令適合通知書**」の添付が必要です。相談窓口は、**各行政区の消防署予防課**です。
- 4 営業開始までの概ねのフローチャートは、以下のとおりです。
 - (1) 「消防法令適合通知書」の交付には、消防法令適合を確認してから1週間程度の事務期間を要します。「**旅館業営業許可**」にも事務期間が必要になりますので、注意してください。
 - (2) 計画案の段階で可能な限りの具体的な予定地、計画図面、最大客数等具体的な内容が分かる資料を御準備ください。
 - (3) 消防法令適合通知書の交付申請に**必要な図書等は裏面**を御確認ください。
 - (4) 消防法令適合通知書のほか、**防火対象物使用開始届出書、消防用設備等の設置工事に係る届出及び検査、防火管理者の選任等が必要となる場合があります**ので御注意ください。（細部は各消防署予防課において指導します。）



消防法令適合通知書交付申請書の添付書類について

■ 申請時に必要な添付図書について

消防法令適合通知書交付申請書には、当該通知書の交付を受けようとする防火対象物に関する次の図書を添付してください。

- 付近見取図・建物配置図
- 各階の平面図
- 委任状

・申請者以外の方が申請を行う場合には、添付してください。
・法人が申請する場合、同法人の社員が提出される場合は委任状の提出は不要です。
・申請の手続きのうち申請書の提出のみであれば、申請者以外の者が行っても差支えありません。

※1 以上の図書のほか、申請された防火対象物の状況によって他の図書の添付を求める場合があります。

※2 添付図書については、防火対象物使用（変更）届出書等、消防法令に基づく他の届出書と重複する場合、省略できることがあります。

お問合せは各行政区の消防署予防課まで御連絡ください。

消防署	電話番号	消防署	電話番号
北消防署	491-4148	下京消防署	361-4411
上京消防署	431-1371	南消防署	681-0711
左京消防署	723-0119	右京消防署	871-0119
中京消防署	841-6333	西京消防署	392-6071
東山消防署	541-0191	伏見消防署	641-5355
山科消防署	592-9755	予防部	212-6682

